

第58号議案

財産の取得について

愛南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年愛南町条例第54号)第3条の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により選定した業者との随意契約に付した申請書作成支援システム購入事業について次のとおり財産を取得するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業の名称 | 愛南町申請書作成支援システム購入事業 |
| 2 | 財産の種類 | 物品(電子機器) |
| 3 | 契約の方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 4 | 取得金額 | 金 9,900,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 松山市辻町15番33号
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業
本部 愛媛支社 愛媛営業部
部長 杉浦 浩二 |

令和6年9月6日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

予定価格が7,000千円を超えるため。

購入概要

1 事業の名称
愛南町申請書作成支援システム購入事業

2 購入する物品
申請書作成支援システム一式
(内訳)

機器	数量
本人確認書類読取機器	9
操作用タブレット	9
専用プリンター	9
各種消耗品	9
その他(機器操作研修費等)	—

3 納入場所
(1) 本庁舎(税務課、町民課及び高齢者支援課)
(2) 各支所(4か所)

4 納入時期
令和6年11月29日まで